

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受領時の事務費用	<u>1,000円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を 紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されてい る額)の <u>30 %</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用 期間が1年を超える場合は最大1年間分)に 支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等 に記載されている額)の <u>30 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 46-ユ-300179

事業所の名称及び所在地

鹿児島信用金庫 お客様応援部

鹿児島県鹿児島市名山町1番23号鹿児島信用金庫本部4階

令和4年 4月 1日

求人者のみなさまへ

職業紹介手数料返戻金制度について

鹿児島信用金庫

お客様応援部

有料職業紹介事業許可

【 46-ユ-300179 】

当金庫の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合や、紹介先の就業規則に基づき解雇となった場合には、下記のとおり、紹介手数料を返戻するものとします。

但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

記

職業紹介手数料返戻金制度

退職時期	返戻金額
入社6か月以内に退職の場合	支払った紹介手数料の全額

※紹介手数料の返戻については、その事由発生の事実を当社に書面で申し入れることとします。

当社がその申し出を受領した時点より10営業日以内に返金を行います。

ご不明な点は担当者にお尋ねください。